

目 次

第1章 計画の概要	1
1－1 計画策定の背景と趣旨	1
1－2 計画の位置付けと期間	5
1－3 計画の策定体制	6
1－4 計画の推進体制	6
第2章 障害者の現状	7
2－1 障害者手帳所持者数の推移	7
2－2 障害者手帳所持者の年齢別人数	8
2－3 身体障害者手帳の障害別・等級別人数	8
2－4 療育手帳の障害程度別人数	9
2－5 精神障害者保健福祉手帳の等級別人数	9
2－6 障害支援区分の認定者数	9
第3章 計画の基本方針	10
3－1 基本理念	10
3－2 基本目標	10

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の背景と趣旨

本町では、令和6(2024)年3月に策定した「第4次島本町障害者計画」(計画期間：令和6(2024)～令和11(2029)年度)及び「第7期島本町障害福祉計画(第3期島本町障害児福祉計画)」(計画期間：令和6(2024)～令和8(2026)年度)に基づき、関連する各種計画との整合を図りながら、障害者福祉に関する諸施策を推進するとともに、**障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で互いに助け合い、認め合いながら、安心して暮らせる地域共生社会¹の実現に向けた取組を進めてきました。**

この間、国においては、令和6(2024)年に「障害者差別解消法」が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたほか、改正「障害者総合支援法」に基づき、**障害のある人の地域生活を支える体制の充実や就労支援の強化、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、難病患者等への医療の充実および療養生活支援の強化等**が進められています。また、同年の「児童福祉法」の改正により、**児童発達支援センターの中核的役割の明確化**など、障害児支援の質の向上と地域における支援体制の充実が図られています。さらに、令和7(2025)年度には、「障害者総合支援法」が改正され、本人が希望や能力、適性等に応じてより適切な就労先や働き方を選択できるよう支援する「就労選択支援」が創設されました。

また、令和8(2026)年に見直された、第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画の策定に向けた国の基本指針においては、**本人が希望する地域生活の実現と継続、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、就労選択支援を含む就労支援の充実、障害児支援におけるインクルージョンの推進や望まないセルフプランの解消、障害福祉人材の確保・定着とケアの充実のための生産性向上、強度行動障害、高次脳機能障害等の多様な支援ニーズへの対応**などが一層重視されています。

一方で、障害のある人本人や家族の高齢化、障害の重度化・複雑化、医療的ケアを必要とする人への支援、子どもから高齢者までライフステージに応じた切れ目ない支援など、障害者福祉を取り巻くニーズは多様化しています。

令和8年度に実施した団体・事業所ヒアリングにおいても、相談支援体制の充実をはじめ、居宅介護、短期入所、日中一時支援、グループホーム等の地域生活を支えるサービスの確保、就労支援、医療的ケア児・者への対応、障害児から成人期への切れ目のない支援、移動支援、人材の確保・育成等が課題として挙げられています。特に、本人・家族の高齢化を見据えた住まいや緊急時の支援、サービスを支える人材不足については、今後さらに重要性が高まることが見込まれます。

こうした国・大阪府の動向や本町の現状、障害者やその家族等のニーズを踏まえ、今後も障害福祉サービス及び障害児支援の提供体制を確保するため、「第8期島本町障害福祉計画」「第4期島本町障害福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

¹ 地域共生社会：制度・分野の違いや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

＜近年の法・制度の動向＞

主な動き	
平成 28 年 (2016)	「障害者差別解消法」施行 行政機関・民間事業者における差別的取扱いの禁止、合理的配慮²の提供 「成年後見制度利用促進法」施行 人材確保等利用促進のための施策、国等の責務 「障害者雇用促進法」改正 雇用分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供
平成 30 年 (2018)	「障害者総合支援法」「児童福祉法」改正 就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援の創設、障害児福祉計画の法定化など 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 障害者の文化芸術の鑑賞や創造の機会の拡大、作品発表機会の確保など
令和元年 (2019)	「障害者雇用促進法」改正 障害者活躍推進計画策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給など 「読書バリアフリー法」施行〔視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律〕 障害の有無に関わらず書籍を活用できる環境の整備（電子書籍・拡大図書等の充実）など
令和 2 年 (2020)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、国民に向けた広報啓発の取組推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大
令和 3 年 (2021)	「社会福祉法」改正 地域共生社会の実現をめざし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築（重層的支援体制の整備）など 「医療的ケア児支援法」施行〔医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律〕 国・地方公共団体・保育所や学校設置者等の責務、医療的ケア児支援センターの設置など
令和 4 年 (2022)	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和 5 年 (2023)	「障害者雇用促進法」改正 事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上など
令和 6 年 (2024)	「障害者差別解消法」改正 事業者による合理的配慮の提供の義務化など 「障害者総合支援法」改正 地域生活支援の充実、就労支援・障害者雇用の充実（就労選択支援の創設、短時間労働者の法定雇用率算定等）、精神障害者のニーズに応じた支援体制（医療保護入院の見直し等）など 「児童福祉法」改正 障害児通所支援の質の確保、障害児支援体制の充実など
令和 7 年 (2025)	「障害者総合支援法」改正 障害福祉サービスに「就労選択支援」が創設
令和 8 年 (2026)	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正 第 8 期障害福祉計画及び第 4 期障害児福祉計画の策定に向けた成果目標、活動指標、サービス提供体制の確保に関する考え方等を提示

※改正法については、主な施行時期に記載しています。

² 合理的配慮：障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらし原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことです。

＜障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針見直しの主な事項＞

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
・さまざまなデータを活用した地域移行者数の把握 ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載 ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合 ・入所施設における居室の個室化等の推進
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備
③福祉施設から一般就労への移行等
・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進 ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設
④障害児支援の提供体制の整備等
・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設 ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設 ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設
⑤地域における相談支援体制の充実・強化
・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進 ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進 ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載 ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載
⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上
・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進 ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設 ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載
⑦障害福祉サービスの質の確保
・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載 ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設 ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載 ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

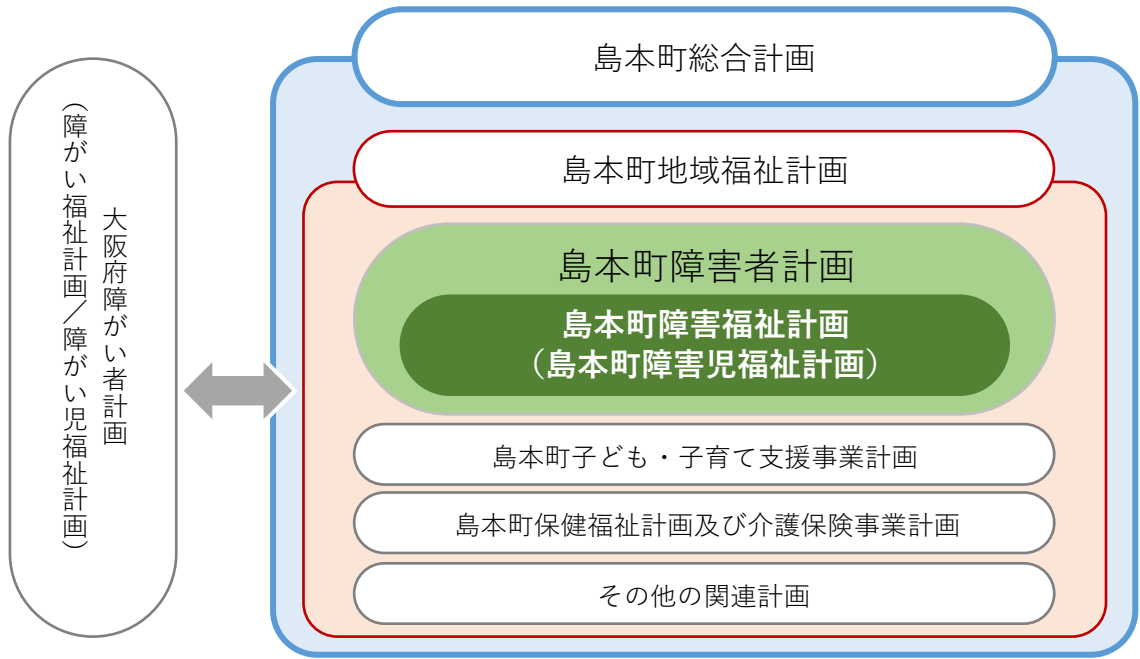
⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
・さまざまな障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載 ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討 ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載 ・障害当事者に対する ICT 機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載
⑨高次脳機能障害者に対する支援
・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載
⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保
・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載
⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組
・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進
⑫住宅セーフティネット制度との連携
・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携
⑬地域差の是正・指定の在り方等
・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法 ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用への要請 ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める。
⑭障害者等に対する虐待の防止等
・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進 ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進 ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携
⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進
・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載
⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保
・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携・施設 ・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

1－2 計画の位置付けと期間

1. 位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」（第 7 期島本町障害福祉計画）及び児童福祉法 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」（第 2 期島本町障害児福祉計画）として一体的に策定するものであり、障害福祉サービスと障害児支援サービスの数値目標を中心に、その確保のための方策等を設定します。

本計画は、町の障害者施策全般の方向性を定める「障害者計画」（第 4 次島本町障害者計画）を上位計画とし、その他の関連計画との整合を図りながら一体的に推進します。



2. 計画期間

本計画は、令和 11(2029)年度を目標年度として設定し、令和 9(2027)年度から令和 11(2029)年度までの3年間を計画期間とします。

年度 計画	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)	令和 14 年度 (2032)
障害者計画	第 3 次計画			第 4 次計画						第 5 次計画		
障害福祉計画	第 6 期計画			第 7 期計画			第 8 期計画			第 9 期計画		
障害児福祉計画	第 2 期計画			第 3 期計画			第 4 期計画			第 5 期計画		

1-3 計画の策定体制

1. 島本町障害者施策推進協議会での審議

学識経験者、関係機関・事業所の職員、障害者、家族等で構成される「島本町障害者施策推進協議会」において、計画内容について検討します。

2. 島本町障害者地域自立支援協議会からの意見聴取

町内事業所等で構成される自立支援協議会からの意見聴取を行いました。

3. 団体・事業所ヒアリングの実施

町内の障害者団体、障害福祉サービス等事業所に対し、今後の展開や課題、町の障害者施策への意見などを伺うヒアリング（アンケート）を実施しました。

4. パブリックコメントの実施

計画案を公表し、広く住民のみなさんのご意見を聞くパブリックコメント（意見募集）を実施します。

募 集 期 間	
資 料 の 閲 覧 方 法	
募 集 方 法	
意 見 提 出 件 数	

1-4 計画の推進体制

1. 島本町障害者施策推進協議会

学識経験者、関係機関・事業所の職員、障害者、家族等で構成される協議会で、進捗状況の確認・検討等を行います。

2. 島本町障害者地域自立支援協議会

町内事業所で構成される自立支援協議会で、支援やサービス確保等の検討を行います。

3. 庁内の関係部局の連携

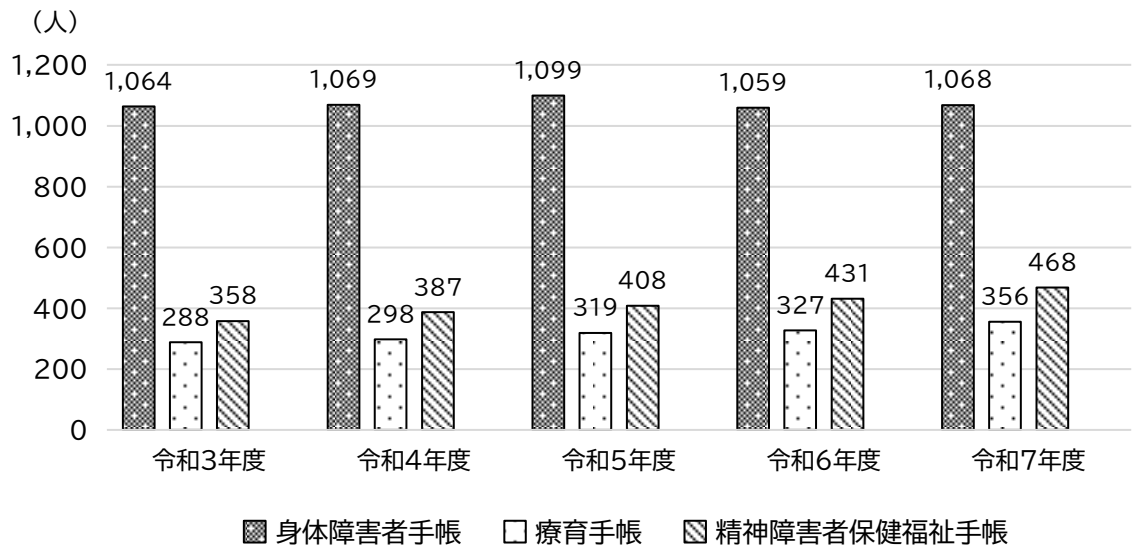
福祉・保健・子育て・教育等の関係部局と連携し、毎年度の進捗管理と評価・検討を行い、総合的かつ計画的に施策を推進します。

第2章 障害者の現状

2-1 障害者手帳所持者数の推移

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度における障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳の所持数は増減を繰り返しながら概ね横ばいで推移し、そのほかの手帳の所持数はいずれも増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は5年間で約1.3倍に増加しており、療育手帳の所持者数は約1.2倍に増加しています。

令和7(2025)年度における町全体の人口に占める割合では、身体障害者手帳が3.2%程度、療育手帳が1.1%程度、精神障害者保健福祉手帳が1.4%程度となっており、いずれも人口比率は増加傾向にあります。

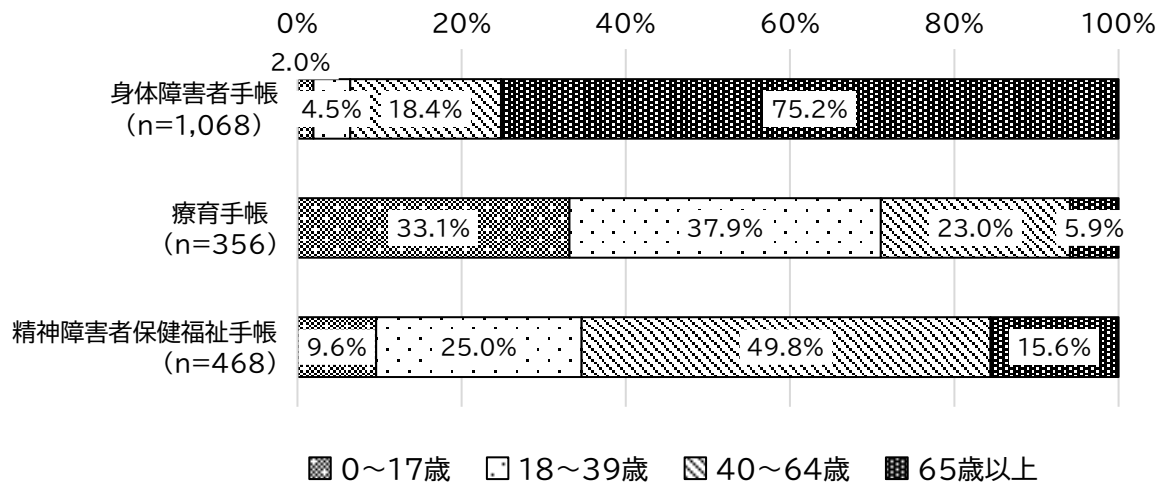


単位：人、％／各年度末時点

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
町全体の人口		31,821	31,603	31,670	32,297	33,426
身体障害者手帳	人数	1,064	1,069	1,099	1,059	1,068
	人口比	3.34%	3.38%	3.47%	3.28%	3.20%
療育手帳	人数	288	298	319	327	356
	人口比	0.90%	0.94%	1.01%	1.01%	1.07%
精神障害者保健福祉手帳	人数	358	387	408	431	468
	人口比	1.12%	1.22%	1.29%	1.33%	1.40%
三障害の合計(延べ人数)	人数	1,710	1,754	1,826	1,817	1,892
	人口比	5.37%	5.55%	5.77%	5.63%	5.66%

2-2 障害者手帳所持者の年齢別人数

年齢別の状況をみると、「身体障害者手帳」では65歳以上の割合が7割以上と最も多く、次に40～64歳が約2割となっています。一方、「療育手帳」では18～39歳が約4割と最も多く、次に18歳未満の児童が3割以上となっています。「精神障害者保健福祉手帳」では、40～64歳が約5割と最も多く、次に18～39歳が3割弱となっています。



2-3 身体障害者手帳の障害別・等級別人数

身体障害者手帳の障害別・等級別の状況をみると、障害別では、肢体不自由が全体の半数以上と最も多く、次に内部障害が約3割となっています。等級別では、1～2級の重度者は全体の約4割となっており、3～4級も同じく約4割となっています。

単位：人、％／令和8年3月末時点

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	割合
肢体不自由	104	88	76	133	75	94	570	53.4
視覚障害	21	23	1	5	6	2	58	5.4
聴覚・平衡機能障害	5	26	13	21	1	29	95	8.9
音声・言語機能障害	0	0	14	5	-	-	19	1.8
内部障害	193	5	49	79	-	-	326	30.5
合計	323	142	153	243	82	125	1,068	100.0
割合	30.2	13.3	14.3	22.8	7.7	11.7	100.0	

2-4 療育手帳の障害程度別人数

療育手帳の障害程度別の状況をみると、A（重度）、B2（軽度）が多く、ともに約4割となっています。

単位：人、％／令和8年3月末時点

手帳所持者数	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
人数	133	76	147	356
割合	37.4	21.3	41.3	100.0

2-5 精神障害者保健福祉手帳の等級別人数

精神障害者保健福祉手帳の等級別の状況をみると、2級、3級が最も多く、ともに約5割となっています。

単位：人、％／令和8年3月末時点

手帳所持者数	1級	2級	3級	合計
人数	22	223	223	468
割合	4.7	47.6	47.6	100.0

2-6 障害支援区分の認定者数

障害支援区分の認定者の状況をみると、障害別では、知的障害が5割強と最も多くなっています。また、区分別では、より支援が必要とされる区分5～6の認定者は全体の約3割となっています。

単位：人、％／令和8年3月末時点

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計	割合
身体障害	0	3	7	4	2	13	29	13.2
知的障害	3	23	18	19	29	24	116	52.7
精神障害	2	33	24	11	1	3	74	33.6
難病	0	0	1	0	0	0	1	0.5
合計	5	59	50	34	32	40	220	100.0
割合	2.3	26.8	22.7	15.5	14.5	18.2	100.0	

第3章 計画の基本方針

3-1 基本理念

1. 自己決定と自己選択の尊重

障害のある人自らの意思による選択を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、情報アクセシビリティの向上及び多様な選択を可能とするサービス資源の確保に努めます。

2. 自立して地域で生活するための支援基盤の整備・充実

障害のある人が地域で自立し、安心して生活する環境づくりを進めるため、各種サービスや相談支援、就労支援などの支援・提供体制の整備と充実を図ります。

3. 障害児の発達を支援するための支援基盤の整備・充実

児童の健やかな発達のための療育、相談支援、サービスなどの支援・提供体制の整備と切れ目ない支援の充実を図ります。

3-2 基本目標

1. 相談支援体制の充実・整備・強化

基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等施設、児童発達支援センターを中心として、様々な障害や年齢層に対応できる包括的な相談支援体制の充実・強化を進めるとともに、利用者や障害福祉サービス等の社会的基盤の整備における実情の把握に努めます。また、本人の意思を尊重した相談支援を基本として、相談支援専門員の確保・育成や関係機関との連携に努めます。

2. 生活の場・日中活動の場の確保

日常生活の基盤となる生活の場・活動の場の確保をめざし、グループホームなどの居住系サービスや日中活動系サービスの充実を図るとともに、福祉施設等の支援に係るニーズの把握に努めます。また、本人や家族の高齢化、障害の重度化等を見据え、必要なサービス提供体制の確保・充実に努めます。

3. 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりとともに、面的な広がりのあるネットワークの構築や、顔と顔による人と地域のつながりや見守りの強化、地域による協力や交流の促進、コーディネート機能や居場所の確保等の機能を備えた支援など、地域福祉と連動した重層的支援体制の構築に取り組めます。

4. 就労支援の充実

企業や福祉施設等での働く場の確保を図るため、福祉施設からの一般就労への移行、就労継続、就労定着への支援の充実を図り、障害者の自立と社会参加を推進します。あわせて、就労選択支援の活用を図り、本人の希望や能力、適性に応じた就労先や働き方の選択を支援します。

5. 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターにおける障害の重度化・重複化・多様化に対応する専門的機能の強化、重層的な障害児通所支援や障害児相談支援の質の確保・向上と支援内容の適正化、放課後等デイサービス等の障害児通所支援における関連施策との緊密な連携促進に資する実施形態の検討など、体制の整備・充実に努めます。重症心身障害児への支援においては、身近な地域で支援を受けられるよう、保育所や認定こども園、学童保育、幼稚園や小学校などとの支援協力体制の構築、連携強化とサービスの確保に取り組めます。また、関係部局・関係機関の連携のもと、療育やサービス利用、学校生活・地域生活を切れ目なくサポートするための相談支援体制の充実に努めます。難聴児への支援については、早期発見や新生児聴覚検査等からの相談支援、療育への円滑・適切な支援の実施につなげるよう努めます。あわせて、障害のある人もない人もともに育ち、学ぶことができる環境づくり（インクルージョン）を進めます。

6. 地域移行、地域生活の維持及び継続の推進

入所・入院からの地域移行やひとり暮らし、グループホームにおいて一人暮らし等を希望する障害のある人への支援、地域での在宅生活の継続等を支援するため、自立支援協議会の役割強化や関係機関との連携により、サービスの確保と支援の充実を図り、地域全体で障害のある人や子ども、その家族の生活を支える体制づくりを進めます。自立支援協議会の運営においては、障害者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善に取り組めます。

7. 障害福祉人材の確保

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施や多職種間の連携、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知・広報などに関係者の協力により取り組めます。また、障害福祉現場におけるハラスメント対策やICT等の導入による事務負担の軽減・業務の効率化を推進し、働きやすい環境づくりに努めます。あわせて、人材の育成・定着及びサービスの質の向上に努めます。

8. 発達障害者等支援の一層の充実

ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の確保や、発達障害の支援などを専門的に行うことができる機関などの確保に取り組めます。また、難病患者の障害福祉サービス活用の促進をはじめ、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者及び障害児への支援体制の整備に努めます。さらに、障害特性に応じた専門的な支援につながるよう、地域の支援ニーズの把握や関係機関との連携に努めます。